

第 1 6 3 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 2 第 1 級の項第 5 号及び第 6 号中「上肢^し」を「上肢」に改め、
同項第 7 号及び第 8 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第 2 級の項第
4 号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第
5 号中「下肢^し」を「下肢」に改める。

別表第 3 第 1 級の項第 5 号及び第 6 号中「上肢^し」を「上肢」に改め、
同項第 7 号及び第 8 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第 2 級の項第
5 号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第
6 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第 4 級の項第 4 号中「上肢^し」を
「上肢」に改め、同項第 5 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第 5 級
の項第 4 号中「上肢^し」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、
同項第 5 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第 6 号中「上肢^し」を「上
肢」に改め、同表第 7 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同表第 6 級の項
第 5 号中「奇形」を「変形」に改め、同項第 6 号中「上肢^し」を「上肢」
に改め、同項第 7 号中「下肢^し」を「下肢」に改め、同項第 8 号中「及び
示指」を削り、同表第 7 級の項第 6 号中「及び示指を失ったもの又は母
指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以

外の4」に改め、同項第7号中「及び示指」を削り、同項第9号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第10号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第8級の項第3号中「手指」の次に「を失ったもの又は母指以外の3の手指」を加え、同項第4号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したもの又は母指以外の4」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第9号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第9級の項第12号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの」を削り、同項第13号中「手指」の次に「の用を廃したもの又は母指以外の3の手指」を加え、同表第10級の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視で複視を残すもの

別表第3第10級の項第7号中「の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の3」を「以外の2」に改め、同項第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第10号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第11号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第11級の項第7号中「奇形」を「変形」に改め、同項第8号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第12級の項第4号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「1手の」の次に「示指、」を加え、「薬指」

を「環指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

9 1手の小指を失ったもの

別表第3第13級の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 正面視以外で複視を残すもの

別表第3第13級の項中第8号を削り、同項第9号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表第14級の項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「及び示指」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、障害補償に係る等級を改定するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。